

## 貸借対照表

単位：千円

科 目	平成21年3月31日	平成22年3月31日	科 目	平成21年3月31日	平成22年3月31日
<b>(資産の部)</b>			<b>(負債の部)</b>		
現 金	3,803,500	3,470,070	預 金 積 金	104,443,665	105,822,937
預 け 金	33,840,138	35,103,626	当 座 預 金	839,015	810,586
買 入 金 銭 債 権	42,072	37,485	普 通 預 金	26,201,573	27,013,724
有 価 証 券	3,355,806	2,937,828	貯 蓄 預 金	27,141	32,295
国 債	9,028	-	通 知 預 金	57,600	5,900
社 債	2,175,330	1,195,895	定 期 預 金	74,440,889	75,407,841
株 式	5,898	7,060	定 期 積 金	2,686,611	2,440,692
そ の 他 の 証 券	1,165,549	1,734,872	そ の 他 の 預 金	190,833	111,896
貸 出 金	64,516,156	65,660,945	そ の 他 負 債	309,914	272,824
割 引 手 形	170,380	168,475	未 決 済 為 替 借	22,048	22,916
手 形 貸 付	1,773,707	1,815,219	未 払 費 用	219,982	164,153
証 書 貸 付	58,989,599	60,350,817	給 付 補 て ん 備 金	4,701	5,334
当 座 貸 越	3,582,467	3,326,432	未 払 法 人 税 等	4,669	27,544
そ の 他 資 産	814,584	788,198	前 受 収 益	12,502	13,887
未 決 済 為 替 貸	11,189	9,650	払 戻 未 済 金	3,388	-
全 信 組 連 出 資 金	158,000	158,000	職 員 預 り 金	18,854	19,952
未 収 収 益	304,013	307,551	そ の 他 の 負 債	23,768	19,035
そ の 他 の 資 産	341,381	312,996	賞 与 引 当 金	68,649	44,748
有 形 固 定 資 産	2,539,571	2,510,975	役 員 賞 与 引 当 金	5,000	5,000
建 物	1,162,266	1,110,401	退 職 給 付 引 当 金	32,363	-
土 地	1,234,649	1,234,649	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	135,872	142,713
建 設 仮 勘 定	-	-	債 務 保 証 損 失 引 当 金	1,578	1,404
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	142,655	165,924	偶 発 損 失 引 当 金	4,358	6,134
無 形 固 定 資 産	4,166	6,219	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	1,817	1,730
ソ フ ト ウ ェ ア	-	2,052	特 別 法 上 の 引 当 金	-	-
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	4,166	4,166	債 務 保 証	75,767	62,022
繰 延 税 金 資 産	814,000	760,000	負 債 の 部 合 計	105,078,987	106,359,514
債 務 保 証 見 返	75,767	62,022	(純資産の部)		
貸 倒 引 当 金	△ 545,577	△ 414,182	出 資 金	943,751	944,272
(うち個別貸倒引当金)	(△ 464,156)	(△ 296,581)	普 通 出 資 金	943,751	944,272
			利 益 剰 余 金	3,640,587	3,764,968
			利 益 準 備 金	799,417	821,617
			特 別 積 立 金	2,620,000	2,750,000
			当 期 未 処 分 剰 余 金	221,170	193,351
			組 合 員 勘 定 合 計	4,584,338	4,709,240
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 403,139	△ 145,565
			純 資 産 の 部 合 計	4,181,198	4,563,674
資 産 の 部 合 計	109,260,185	110,923,189	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	109,260,185	110,923,189

## 損益計算書

単位：千円

科 目	平成20年度 (47期)	平成21年度 (48期)
<b>経常収入</b>	<b>3,224,433</b>	<b>3,066,380</b>
<b>資</b>		
<b>金</b>	3,089,337	2,940,051
<b>運</b>		
<b>出</b>	2,728,236	2,612,541
<b>預</b>	274,246	275,068
<b>有</b>	78,448	44,441
<b>所</b>	8,406	7,999
<b>役</b>	119,005	116,374
<b>受</b>	55,545	54,565
<b>そ</b>	63,459	61,809
<b>そ</b>	11,856	4,443
<b>国</b>	-	-
<b>債</b>	11,856	4,443
<b>の</b>	4,233	5,511
<b>株</b>	-	-
<b>式</b>	-	-
<b>の</b>	4,233	5,511
<b>他</b>	3,051,994	2,858,046
<b>経常費用</b>	<b>3,051,994</b>	<b>2,858,046</b>
<b>資</b>		
<b>金</b>	330,927	221,223
<b>調</b>	325,815	215,755
<b>達</b>	5,017	5,322
<b>利</b>	-	52
<b>入</b>	94	92
<b>繰</b>	673,554	646,411
<b>上</b>	30,399	31,109
<b>取</b>	643,154	615,301
<b>引</b>	145	158
<b>当</b>	-	-
<b>金</b>	-	-
<b>支</b>	145	158
<b>出</b>	-	-
<b>の</b>	145	158
<b>他</b>	1,744,731	1,620,518
<b>の</b>	1,133,263	1,001,136
<b>費</b>	585,866	588,580
<b>用</b>	25,602	30,801
<b>料</b>	302,635	369,735
<b>損</b>	38,151	37,319
<b>用</b>	77,571	266,225
<b>費</b>	-	-
<b>の</b>	-	-
<b>他</b>	183,325	63,945
<b>の</b>	-	-
<b>費</b>	3,585	2,245
<b>経常利益</b>	<b>172,439</b>	<b>208,333</b>
<b>特別利益</b>	<b>32,963</b>	<b>33,770</b>
<b>償</b>	32,806	27,070
<b>却</b>	156	6,700
<b>の</b>	354	2,746
<b>他</b>	-	-
<b>の</b>	-	-
<b>特</b>	-	-
<b>別</b>	-	-
<b>損</b>	-	-
<b>立</b>	-	-
<b>分</b>	-	-
<b>利</b>	-	-
<b>取</b>	-	-
<b>得</b>	-	-
<b>の</b>	-	-
<b>他</b>	-	-
<b>の</b>	-	-
<b>特</b>	-	-
<b>別</b>	-	-
<b>損</b>	-	-
<b>立</b>	-	-
<b>分</b>	-	-
<b>利</b>	-	-
<b>取</b>	-	-
<b>得</b>	-	-
<b>の</b>	-	-
<b>他</b>	-	-
<b>の</b>	-	-
<b>特</b>	-	-
<b>別</b>	-	-
<b>損</b>	-	-
<b>立</b>	-	-
<b>分</b>	-	-
<b>利</b>	-	-
<b>取</b>	-	-
<b>得</b>	-	-
<b>の</b>	-	-
<b>他</b>	-	-
<b>の</b>	-	-
<b>特</b>	-	-
<b>別</b>	-	-
<b>損</b>	-	-
<b>立</b>	-	-
<b>分</b>	-	-
<b>利</b>	-	-
<b>取</b>	-	-
<b>得</b>	-	-
<b>の</b>	-	-
<b>他</b>	-	-
<b>の</b>	-	-
<b>特</b>	-	-
<b>別</b>	-	-
<b>損</b>	-	-
<b>立</b>	-	-
<b>分</b>	-	-
<b>利</b>	-	-
<b>取</b>	-	-
<b>得</b>	-	-
<b>の</b>	-	-
<b>他</b>	-	-
<b>の</b>	-	-
<b>特</b>	-	-
<b>別</b>	-	-
<b>損</b>	-	-
<b>立</b>	-	-
<b>分</b>	-	-
<b>利</b>	-	-
<b>取</b>	-	-
<b>得</b>	-	-
<b>の</b>	-	-
<b>他</b>	-	-
<b>の</b>	-	-
<b>特</b>	-	-
<b>別</b>	-	-
<b>損</b>	-	-
<b>立</b>	-	-
<b>分</b>	-	-
<b>利</b>	-	-
<b>取</b>	-	-
<b>得</b>	-	-
<b>の</b>	-	-
<b>他</b>	-	-
<b>の</b>	-	-
<b>特</b>	-	-
<b>別</b>	-	-
<b>損</b>	-	-
<b>立</b>	-	-
<b>分</b>	-	-
<b>利</b>	-	-
<b>取</b>	-	-
<b>得</b>	-	-
<b>の</b>	-	-
<b>他</b>	-	-
<b>の</b>	-	-
<b>特</b>	-	-
<b>別</b>	-	-
<b>損</b>	-	-
<b>立</b>	-	-
<b>分</b>	-	-
<b>利</b>	-	-
<b>取</b>	-	-
<b>得</b>	-	-
<b>の</b>	-	-
<b>他</b>	-	-
<b>の</b>	-	-
<b>特</b>	-	-
<b>別</b>	-	-
<b>損</b>	-	-
<b>立</b>	-	-
<b>分</b>	-	-
<b>利</b>	-	-
<b>取</b>	-	-
<b>得</b>	-	-
<b>の</b>	-	-
<b>他</b>	-	-
<b>の</b>	-	-
<b>特</b>	-	-
<b>別</b>	-	-
<b>損</b>	-	-
<b>立</b>	-	-
<b>分</b>	-	-
<b>利</b>	-	-
<b>取</b>	-	-
<b>得</b>	-	-
<b>の</b>	-	-
<b>他</b>	-	-
<b>の</b>	-	-
<b>特</b>	-	-
<b>別</b>	-	-
<b>損</b>	-	-
<b>立</b>	-	-
<b>分</b>	-	-
<b>利</b>	-	-
<b>取</b>	-	-
<b>得</b>	-	-
<b>の</b>	-	-
<b>他</b>	-	-
<b>の</b>	-	-
<b>特</b>	-	-
<b>別</b>	-	-
<b>損</b>	-	-
<b>立</b>	-	-
<b>分</b>	-	-
<b>利</b>	-	-
<b>取</b>	-	-
<b>得</b>	-	-
<b>の</b>	-	-
<b>他</b>	-	-
<b>の</b>	-	-
<b>特</b>	-	-
<b>別</b>	-	-
<b>損</b>	-	-
<b>立</b>	-	-
<b>分</b>	-	-
<b>利</b>	-	-
<b>取</b>	-	-
<b>得</b>	-	-
<b>の</b>	-	-
<b>他</b>	-	-
<b>の</b>	-	-
<b>特</b>	-	-
<b>別</b>	-	-
<b>損</b>	-	-
<b>立</b>	-	-
<b>分</b>	-	-
<b>利</b>	-	-
<b>取</b>	-	-
<b>得</b>	-	-
<b>の</b>	-	-
<b>他</b>	-	-
<b>の</b>	-	-
<b>特</b>	-	-
<b>別</b>	-	-
<b>損</b>	-	-
<b>立</b>	-	-
<b>分</b>	-	-
<b>利</b>	-	-
<b>取</b>	-	-
<b>得</b>	-	-
<b>の</b>	-	-
<b>他</b>	-	-
<b>の</b>	-	-
<b>特</b>	-	-
<b>別</b>	-	-
<b>損</b>	-	-
<b>立</b>	-	-
<b>分</b>	-	-
<b>利</b>	-	-
<b>取</b>	-	-
<b>得</b>	-	-
<b>の</b>	-	-
<b>他</b>	-	-
<b>の</b>	-	-
<b>特</b>	-	-
<b>別</b>	-	-
<b>損</b>	-	-
<b>立</b>	-	-
<b>分</b>	-	-
<b>利</b>	-	-
<b>取</b>	-	-
<b>得</b>	-	-
<b>の</b>	-	-
<b>他</b>	-	-
<b>の</b>	-	-
<b>特</b>	-	-
<b>別</b>	-	-
<b>損</b>	-	-
<b>立</b>	-	-
<b>分</b>	-	-
<b>利</b>	-	-
<b>取</b>	-	-
<b>得</b>	-	-
<b>の</b>	-	-
<b>他</b>	-	-
<b>の</b>	-	-
<b>特</b>	-	-
<b>別</b>	-	-

## 貸借対照表 注記

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては有価証券の種類別に事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、又は、期末月1ヶ月平均に基づいた市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	25年～39年
その他	3年～18年

- 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 外貨建資産は主として、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）の債権については、下記の直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上したものと、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を合わせて計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てしております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が一次査定を行い、業務監査部が二次査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 7,050百万円であります。

- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 当組合は、退職金制度として適格退職年金制度を採用していましたが、平成22年2月1日に確定拠出年金企業型に移行しております。この移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しております。これにより、退職給付制度終了益（特別利益）として 6百万円を計上しております。

また、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項（平成21年3月31日現在）

年金資産の額	281,789百万円
年金財政計算上の給付債務の額	<u>352,421百万円</u>
差引額	△ 70,631百万円

(2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

0.752%

(3) 補足説明

上記（1）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 18,329百万円及び繰越不足金52,302百万

円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間17年の元利均等償却であり、当組合は、当期の計算書類上、特別掛金 14百万円を費用処理しております。

10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
11. 債務保証損失引当金は、(社)関東年金福祉協会に対する債務保証に係る損失に備えるため、同協会の債務者である住宅ローン借入者の履行状況を勘案して必要と認められる額を計上しております。
12. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
13. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
14. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
15. 消費税および地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
16. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 27百万円
17. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 ー百万円
18. 有形固定資産の減価償却累計額 2,909百万円

19. 貸出金のうち、破綻先債権額は 805百万円、延滞債権額は 2,634百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

20. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 53百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

21. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 303百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建・支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った 貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

22. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 3,797百万円であります。

なお、19. から22. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

23. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機等及び営業用車両についてリース契約により使用しています。

24. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は 168百万円であります。

25. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産 預け金 3,100百万円

(主に、全国信用協同組合連合会へ為替決済保証金等として差入れたものです)

担保資産に対応する債務 ー百万円

上記のほか、公金取扱いのために、現金 2,500千円、預け金 400千円を担保提供しております。

26. 出資1口当たりの純資産額は 4,833円00銭です。

27. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ① 信用リスクの管理

当組合は、ローン事業管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣参加によるリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

#### ② 市場リスクの管理

##### (i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する要綱及び運営要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、常勤役員会において決定されたALMに関する方針に基づき、ALM委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会に報告しております。

##### (ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、常勤役員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕資金運用規程に従い行われております。

このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は業務監査部を通じ、常勤役員及び理事会において定期的に報告されております。

#### ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

28. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	35,103	35,310	207
(2) 有価証券			
その他有価証券	2,828	2,828	-
(3) 貸出金（*1）	65,660		
貸倒引当金（*2）	△414		
	65,246	67,955	2,708
金融資産計	103,178	106,084	2,915
(1) 預金積金	105,822	105,732	△90
金融負債計	105,822	105,732	△90

（\*1） 貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

（\*2） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1） 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6ヵ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP等）で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿簿価）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利（LIBOR、SWAP等）で割り引いた価額を時価とみなしております。

（注2） 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（*1）	4
組合出資金（*2）	263
合 計	267

（\*1） 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の

対象とはしておりません。

(※2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

29. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
- (2) 満期保有目的の債権に区分した有価証券はありません。
- (3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式に区分した株式はありません。
- (4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表 計上額	取得原価	うち益
株 式	1百万円	0百万円	0百万円
債 券	703	701	1
国 債	-	-	-
地 方 債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社 債	703	701	1
そ の 他	949	912	36
小 計	1,654	1,615	39

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表 計上額	取得原価	うち損
株 式	1百万円	2百万円	0百万円
債 券	492	500	8
国 債	-	-	-
地 方 債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社 債	492	500	8
そ の 他	679	855	176
小 計	1,173	1,358	184
合 計	2,828	2,973	145

(注) 1. 貸借対照表計上額は、投資信託について当事業年度末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。当事業年度における減損処理額は、63百万円（うち、株式 0百万円、投資信託 63百万円）であります。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、「時価が取得価額と比較して50%以上下落した場合」であります。なお、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去の価格の推移、格付等を勘案し、著しい下落かどうか検討しております。

30. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

31. 当期中に売却したその他有価証券はありません。

32. 保有目的を変更した有価証券はありません。

33. その他有価証券のうち満期があるものの期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年超		5年超	
	1年以内	5年以内	10年以内	10年超
債券	603百万円	198百万円	393百万円	-百万円
国債	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-
社債	603	198	393	-
その他	932	352	377	72
合計	1,535	551	770	72

34. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、24,120百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が24,120百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由がある時は、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額することができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

35. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	1,389百万円
その他	<u>220百万円</u>
繰延税金資産小計	1,609百万円
評価性引当額	<u>△849百万円</u>
繰延税金資産合計	760百万円
繰延税金負債合計	<u>-百万円</u>
繰延税金資産（負債）の純額	<u>760百万円</u>

## 損益計算書 注記

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 出資一口当たりの当期純利益 161円98銭

## 会計監査人の監査報告書


〈下記監査報告書は決算関係書類に対するものです。〉


### 独立監査人の監査報告書

平成22年5月24日

君津信用組合  
理事会 御中

#### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 坂本 満夫   
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 武内 清信   
業務執行社員

当監査法人は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項の規定に基づき、君津信用組合の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、協同組合による金融事業に関する法律及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

組合と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

事業報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書等の決算関係書類については、「協同組合による金融事業に関する法律」第5条の8第3項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けています。

## 代表理事による財務諸表の適正性 有効性の確認

私は、当組合の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第48期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の実効性を確認いたしました。

平成22年6月28日

君津信用組合

理事長

須藤 春雄 